

**【報告事項】****市内教育・保育施設での不適切保育に係る改善勧告について**

【こども保育課】

**1 概要**

本郷町保育園（幼保連携型認定こども園）での不適切な保育に関する情報提供があり、令和4年12月13日に同園に対する特別監査を実施したところ、改善を要する事実が認められましたので、令和5年2月15日に同園を運営する学校法人富山学院に対して改善勧告を行いました。

また、同年3月15日に同法人から改善状況報告書の提出がありましたので、併せて報告を行うものです。

**2 施設情報**

施設名：本郷町保育園 園長 風間 宣夫（現在：東 恵）

所在地：富山市本郷町13-8

開設日：令和2年9月1日

定員：125名（令和5年4月1日時点利用児童数 42名）

設置者：学校法人富山学院（理事長 風間 宣夫）

**3 改善勧告及び改善状況報告書について****(1) 改善勧告の交付について**

①実施日：令和5年2月15日（水）

②勧告内容：資料7-2のとおり

**(2) 改善状況報告書の提出について**

①受領日：令和5年3月15日（水）

②報告内容：資料7-3のとおり

**4 今後の対応**

改善状況報告書の提出を受け、同園において体制整備等が適切に行われているか、令和5年3月28日（火）に現地調査を実施しました。（同日、指導監査課による監査も実施）

今後とも、こども保育課において継続的に施設巡回を行い、改善に向けた指導を実施してまいります。（次回予定日：令和5年5月23日（火））

令和 5 年 2 月 1 5 日

本郷町保育園を運営する  
学校法人富山学院に対する改善勧告について

富山市こども家庭部

本市は、学校法人富山学院に対して、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第 19 条第 1 項及び子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき実施した特別監査の結果、改善を要する事実が認められたため、令和 5 年 2 月 1 5 日付けで、認定こども園法第 20 条及び支援法第 39 条第 1 項の規定に基づく勧告を行いました。

## 記

## 1 改善勧告の対象

学校法人富山学院（所在地：富山市本郷町 1 3-8）

## 2 法令等に抵触する事実として指摘する事項

## (1) 園長の対応

園長は、園内で発生した不適切な保育について、職員から報告されていたにもかかわらず、その対応を怠った。

## (2) 不適切な保育

職員が園児に対し、以下の不適切な行為を行った。

- ① 児童を保育室物置に押し込む行為
- ② 児童を棒でつつき、移動を促す行為
- ③ 児童の両足をもって体を引きずる行為
- ④ 児童の片腕をもって体を引きずる行為

## 3 法令等に基づき改善を勧告する内容

- (1) 法人としての責任の明確化及び厳正な対処
- (2) 不適切な保育が行われた原因の検証及び再発防止に向けた取組方針の整理
- (3) 不適切な保育に対する職員間での認識の共有の徹底

## 4 今後の対応

- (1) 提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、改めて現地で保育の実施状況を確認し、確実な実行を促す。
- (2) 正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、認定こども園法及び支援法の規定に基づく改善命令や事業停止命令を行うことを検討する。

(担当) こども保育課

(電話) 076-443-2059 (直通)

## 本郷町保育園運営法人からの改善状況報告書の提出について

ページ番号1012276

更新日 2023年3月17日

令和5年3月15日に本郷町保育園を運営する学校法人富山学院から、本市が令和5年2月15日に実施した改善勧告に対する改善状況報告書の提出がありました。

本市としましては、改善勧告に基づき、体制整備等が適切に行われているかについて現地調査等により確認し、継続的に指導してまいります。

なお、同法人から報告された改善状況報告書（令和5年3月14日現在）の内容は以下の通りです。

### 1 園長の対応について

#### ○問題点について

この度の不適切保育をめぐる問題点は、現場管理を委ねられた風間園長の職務怠慢ならびに現場軽視にあると言わざるを得ません。従って、最大の責任は風間理事長・園長にあると法人としては認識しています。

風間理事長・園長は、責任を取り、理事長ならびに園長退任の意向を示し、理事会としてもそれが適当であると判断しました。園長は3月末日をもって退任、理事長は検察の刑事処分が決まるのを受けて退任することとしました。

また、保護者ならびにスタッフ向けには、改善勧告を受けて責任の所在と改善（交代）についてお知らせしました。

#### ○今後の体制について

2023年4月1日より、姉妹園で副園長を務める者が園長に就任することとなりました。長く保育現場を経験し、保護者ならびにスタッフとの意思疎通を十分に行い、スタッフの指導も十分に行うことができる人材であると考え、法人として決定しました。

新園長のもと、保護者の信頼回復に努め、子どもたちにとってより適切な保育を行ってまいります。

なお、在園児保護者には、2023年3月4日（土）開催の行事の際に紹介済です。

#### ○組織運営について

この度の問題を受け、風間園長は園以外の多くのあて職を退き、園での滞在時間、スタッフとの意見交換の時間の確保を行ってきました。

常駐する新園長のもと、スタッフ間の意思疎通、問題発見と対応がより適切に行ってまいります。

### 2 不適切な保育について

#### ○通報制度の周知について

内部通報制度および外部通報制度についてお知らせを作成し、スタッフへの周知を行いました。

新規職員採用の際、また毎年度開始に合わせ、繰り返し周知を行います。

#### ○不適切な保育についての認識の向上について

2022年12月～2023年1月にかけて、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」によるチェックを全スタッフがいたしました。

今後、学期毎に1回（年3回）チェックを続け、その結果について語り合う時を職員会議内でもうけていきます。

適切な保育、不適切な保育とは何か、をテーマとした研修に参加し、資質向上をはかってまいります。

#### ○スタッフの面談について

新園長が着任し次第、全職員との個別面談を行います。